

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月28日
【会社名】	TOYO TIRE株式会社
【英訳名】	Toyo Tire Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 隆 史
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】	(072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート統括部門管掌 延 澤 洋 志
【最寄りの連絡場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】	(072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート統括部門管掌 延 澤 洋 志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2025年3月26日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2025年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額 10,778,250,350円

効力発生日

2025年3月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

山田保裕、清水隆史、守屋学、蓮見清仁、森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の8名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

福田健次の1名を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額900百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内)に改定するものであります。

なお、上記報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

社外取締役を除く取締役に対し、第4号議案で承認可決された年額900百万円以内の取締役の報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の割り当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額250百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式数を年250,000株以内に改定するものであります。

なお、上記報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額150百万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,231,902	1,878	479	(注)1	可決 99.70
第2号議案 取締役8名選任の件					
山田 保裕	1,190,606	43,171	479	(注)2	可決 96.36
清水 隆史	1,197,247	36,530	479		可決 96.90
守屋 学	1,202,950	30,829	479		可決 97.36
蓮見 清仁	1,202,968	30,811	479		可決 97.36
森田 研	1,203,213	30,566	479		可決 97.38
武田 厚	1,203,281	30,498	479		可決 97.39
米田 道生	1,195,775	38,004	479		可決 96.78
荒木由季子	1,200,645	33,133	479		可決 97.18
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
福田 健次	1,232,192	1,584	479		可決 99.73
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	1,229,112	4,517	628	(注)1	可決 99.48
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件	1,222,958	10,389	912	(注)1	可決 98.98
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	1,228,991	4,640	628	(注)1	可決 99.47

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上